

家賃支援給付金の対象外となるケース

上田市商工会

家賃支給給付金が7月14日(火)から Web 上で申請受付開始されました。

そこで、主だった給付対象外となるケースについて、下記の通りまとめました。アンサー形式で対象外を掲載、右下に 7/14 版 申請要領の種類とページを掲載しますのでご参照ください。

① 2020年4月1日時点で次のいずれかにあてはまる法人であること。

(ア) 資本金の額、または出資の総額が**10億円未満**であること

(イ) 資本金の額、または出資の総額が定められていない場合は、**常時雇用する従業員の数が2,000人以下**であること

A. 大企業は対象外

<7/14 版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-2-1 p.9 より>

② 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、**今後も事業を継続する意思があること**

A. 故意に誓約に反して申請すること(廃業予定しているの申請)は不正受給にあたります

<7/14 版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-2-1 p.9 より>

<7/14 版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-2-1 p.9 より>

③ 新型コロナウイルス感染症などにより、

(ア) いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して**50%以上減**っている (例1)

(イ) 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して**30%以上減**っている (例2)

A. 条件を満たしていない場合は対象外 (対象は、次の例1、例2を参照)

【例1】

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	30	40	50	80	40	50	60	50	80

売上が前年同月比50%以上減少

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	20	16	30	35					

【例2】

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	30	30	60	70	70	50	90	70	75	60	60	80

連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減少

2019年度 (70+50+90) × 0.7 → 147 > 120 ← (40+30+50) 2020年度

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	30	30	50	40	40	30	50					

<7/14 版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-2-1 p.11~12 より>

<7/14 版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-2-1 p.11~12 より>

④ 次のいずれかに当てはまる事業所(法人)は対象外

A. ①国、公共法人

- ②風営法上の「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織もしくは団体

<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-2-2 p.13より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-2-2 p.13より>

⑤ 以下の契約、費用が給付額算定の基礎となります。

- (ア) 契約: 賃貸借契約
- (イ) 費用: 賃料、共益費、管理費

A. それ以外の契約、経費については対象外 (以下、対象外契約・経費)

- ①契約: 売買契約
- ②費用: 契約関連費用(更新費、礼金 etc…)、敷金、テナント会費、不動産ローン etc…

<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-3-1 p.15~16より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-3-1 p.16~17より>

⑥ 給付の要件となるには、以下のすべてに当てはまるものが条件となります。

- (ア) 2020年3月31日の時点で、有効な賃貸借契約があること。
- (イ) 申請日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- (ウ) 申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること。

A. 3つの条件のうち、どれか一つでも該当しないものがあれば対象外

<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-3-2 p.17より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-3-2 p.18より>

⑦ 給付額の算定根拠とならない契約 (対象外契約)

- (ア) 転貸(又貸し)を目的とした取引
- (イ) 賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と貸借人(かりぬし)が実質的に同じ人物の取引(自己取引)
- (ウ) 賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と貸借人(かりぬし)が配偶者または一親等以内の取引(親族間取引)

A. 転貸(又貸し)は、一部対象外。自己取引、親族間取引は対象外 (図1、2参照)

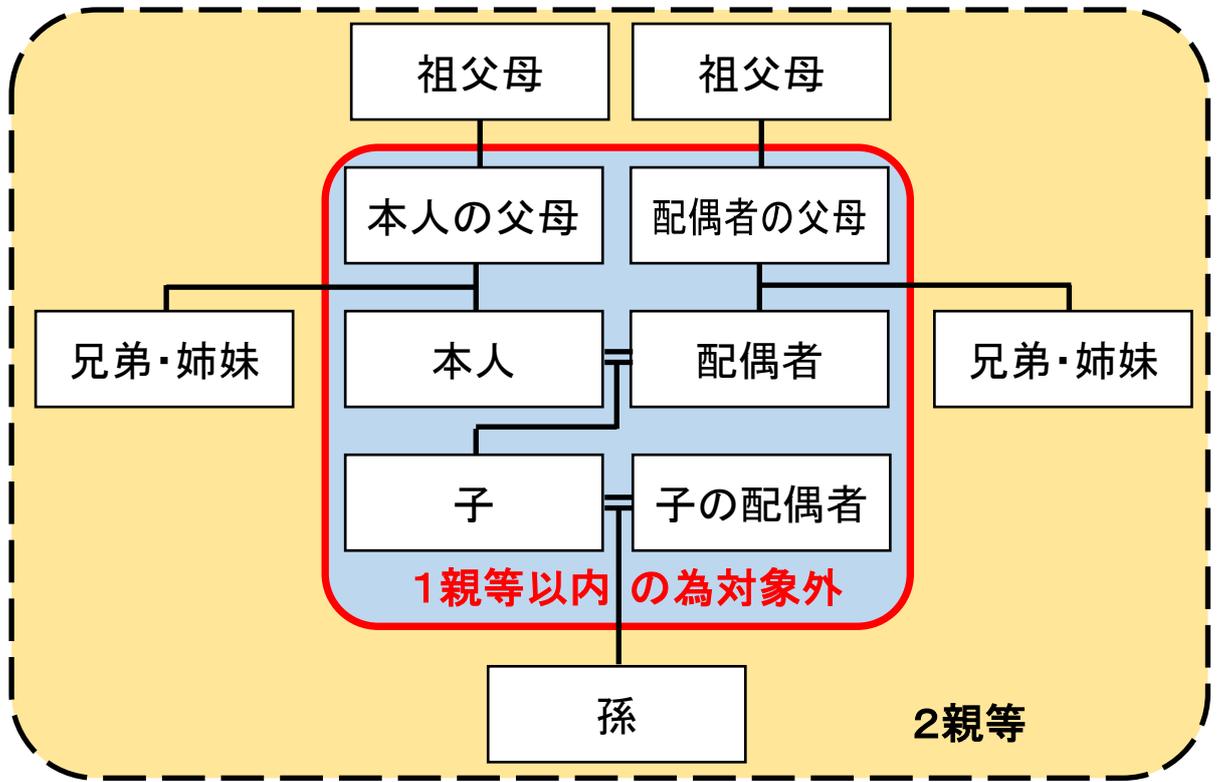
図1



対象外の契約

- ※ 会社同士が親会社・子会社の関係にある場合、会社の社長などが親族関係にある場合
 - 親会社…株式会社を子会社とする会社。子会社の財務および事業方針の決定を支配している法人
 - 子会社…親会社が総株主の議決権の過半数を有する株式会社。親会社が _____ 〃
- ※ 賃貸人、賃借人が実質的に同じ人物にある場合
(例 賃貸人:(有)××製作所 代表 鈴木 太郎 賃借人:(株)△△機械工業 代表 鈴木 太郎)

図2 親等図



<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 2-3-3 p.18~19より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 2-3-3 p.19~20より>

- ⑧ 【宣誓項目】5. 「申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していること」を、契約時に認識していないこと

「申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していること」とは...

- (ア) 申請に係る(申請者が借りている)土地または建物が、賃貸人(かしぬし)が第三者から借りていた土地または建物で、転貸(又貸し)されていること
- (イ) その土地または建物は、「転貸の禁止」や「転貸するときは第三者の賃貸人(本来のかしぬし)に許可を得る」ことなどの規約等が設けられており、申請者への転貸が規約等の違反による契約であった場合

「...違反していることを、申請時に認識していなかったこと」とは...

- (ウ) 上記(ア)(イ)を、契約時に「説明がなかった」「知らなかった」こと

A. 転貸を制限する条項に違反している(ことを認識している)場合は対象外

<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 3-2-1 p.34より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 3-2-1 p.35より>

- ⑨ 【宣誓項目】13. 「暴力団排除に関する誓約事項」に同意すること

主な内容は以下の通りで、これらに該当しないこと

- (ア) 法人が暴力団、または役員が暴力団員である
- (イ) 役員などが、第三者から不正に利益を得るためや、損害を加えるため暴力団員を利用している
- (ウ) 役員などが、暴力団(団員)に資金等を供給し、暴力団の維持や運営協力等をしている
- (エ) 役員などが、暴力団(団員)と知りながら関係を保っている

A. 該当する場合は対象外

<7/14版 申請要領(個人事業者等向け)原則(基本編) 3-2-1 p.35より>

<7/14版 申請要領(中小法人等向け)原則(基本編) 3-2-1 p.36より>